

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称
第1回篠山市特別職報酬等審議会
- 2 開催日時
平成26年11月11日(火) 13時30分から15時00分まで
*受付時間(13時20分から13時30分まで)
- 3 開催場所
篠山市役所本庁舎4階 委員会室
- 4 会議に出席した者の氏名
 - (1) 委員 8名 (別紙「会議録詳細」のとおり)
 - (2) 執行機関 3名 (別紙「会議録詳細」のとおり)
 - (3) その他
- 5 傍聴人の数
なし
- 6 議題及び会議の公開・非公開の別
公開
- 7 非公開の理由
- 8 会議資料の名称
 - (1) 次第
 - (2) 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について(諮問)
 - (3) 篠山市特別職報酬等審議会資料
- 9 審議の概要
別紙「会議録詳細」のとおり

会議録詳細

名 称	第 1 回篠山市特別職報酬等審議会		
日 時	平成 2 6 年 1 1 月 1 1 日 13 : 30 ~ 15 : 00	場 所	本庁舎 4 階 委員会室
出 席 者	審議会委員	石橋康夫委員、河合岳雄委員、圓増亮介委員、澤山啓子委員、東 泰弘委員、 加藤哲夫委員、菟原元彦委員、酒井勝彦委員	
	事 務 局	植村総務部長、中筋職員課長 小倉職員課係長	
<p>1 開会 事務局：定刻ご出席いただきありがとうございます。 ただ今から、第 1 回篠山市特別職報酬等審議会を開会させていただきます。 最初に、辞令交付を行います。</p> <p>2 委員の任命 副市長が各委員に対し辞令を交付。</p> <p>3 副市長あいさつ 平野副市長：特別職の報酬、給料を改正する時には、審議会条例に基づき、審議会に諮問し、その審議、答申に基づき改正することとなっております。 今回の諮問内容につきましては、本年度の人事院勧告を受けて、一般職のボーナスが 0. 1 5 月引き上げられることに伴い、特別職についても、同程度の引き上げを行うことが妥当であるかについてご審議いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。</p> <p>4 会長選出 委員の互選により、会長については、酒井委員に決定 【会長あいさつ】 ご推薦をいただき、会長を務めさせていただきます酒井でございます。よろしくお願ひします。委員の皆さんのご協力をいただきながら議事を進めてまいりたいと思ひます。 本日 1 回の審議ではありますが、十分に議論をしていただき、結論をまとめていきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。</p> <p>5 会長代理指名 酒井会長が会長代理として、石橋委員を指名</p> <p>6 諮問 副市長から、諮問書を読み上げ、酒井会長に手渡す。</p>			

7 審議事項

【提出資料説明（事務局）】

別紙資料に基づき職員課長が説明

【審議】

会 長：資料に関しての質問はありませんか。

資料の内容を踏まえて、諮問がありました特別職の期末手当について、一般職に準じて、支給割合を引き上げるのか、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

A委員：資料の中で、特別職の給料を決定するときは、職務の責任の度合い、一般職や国及び他の地方公共団体の特別職との均衡、社会経済情勢の変動の三原則を総合的に判断して決定するとあるが、本市の場合は財政状況が非常に悪いので、人勧があるから見直すということだけでは、市民感情としては納得できない。財政状況も踏まえて検討すべきと考える。

事務局：言われるとおりであると思うが、長期間にわたり給与カットを続けている状況も踏まえた上でご検討いただきたい。

B委員：人口の減少は税収の減少につながる。先細りになっていくことが懸念される。市長の給料を上げるための財源はどこから持ってくるのか。さらに職員数を減らすのか。

事務局：一般職及び特別職の給料は必要経費である。給料を増額するから、人員を減らすという考えは成り立たない。また、歳出全体に占める人件費の割合は、減少している。職員数も、合併時の680名から現在は450名と県下でも一番職員減少が進んでいる。財政状況とのバランスは取れている。

C委員：市の財政状況はどうなっているのか。

事務局：これまでの職員数削減や給与カットの効果により、再生計画を策定した頃よりよくなっている。全体の債務も減少しており、公債比率も24.9%とあとひといきのところである。平成29年頃には20%を切る見込みである。市の借金も1千億円あったものが5百億円に減っている。一般会計分としては、3百億円程度である。また、今回の諮問の内容は、期末手当の支給月数を0.15月引き上げるかどうかである。資料の6頁から7頁を参考に、これまでの減額措置も踏まえた議論をお願いしたい。

C委員：他市の改定状況はどうなっているのか。

事務局：県下の大半の市で、改定予定（人勧準拠）と聞いている。

D委員：議論をする上で、個人的な主観が入ってはいけないと思う。減額措置もされていることから、4.1月に引き上げることが妥当であると思う。

E委員：他市との均衡も一定必要である。国に準じて、0.15月分を引き上げることは止むなしと考える。また、一般職については、特に初任給は非常に低いと感じている。

事務局：本市の一般職の給料水準は、国を100とした場合のラスパイレズ指数は94であり、県下でも最下位である。財政状況もあるが、一般職員についても人勧準拠で見直していきたい。

D委員：給料が上がらないと、よい人材が集まらない。職員のモチベーションにも影響する。一定の給与水準を確保することは必要である。

会 長：公務員の給料は民間の後追いとなる。民間をリードしていくものではないので、その時々の人勧の数値を是とするべきではないかと思う。

F委員：特別職の期末手当の支給月数は3.95月に据え置くことでよいと思う。なぜなら、本市は財政再建途上であり、平成25年度の実質公債比率は全国ワースト4位、将来負担比率は13位である。一般職が給料減額をしている状況の中で、特別職の期末手当を上げることはどうかと思う。多くの市民の理解を得るのは難しいと思う。財政の収支バランスが取れる平成32年以降に検討すべき課題である。財政が再建されるまでは、慎重な対応が望まれる。

A委員：他市との均衡をとることは必要であると思う。ただし、それは、財政状況が他市と同じである場合である。他市と比較して悪い財政状況の中で、均衡を図る必要があるのか疑問である。

事務局：本市は、削減措置を行っているので、実際の支給額は他市と比較しても大きな差がある。

G委員：今回の改正により、具体的にどれぐらいの引き上げ額になるのか。

事務局：副市長で約9万円、議員で7万円の増額となる。

D委員：支給率を0.15月引き上げて、市の財政が傾くというのであれば、異論もあるが、市職員は、市内では最大の消費者でもある。地域経済の活性化という意味からも財政に影響を与えない範囲での引き上げは必要である。

A委員：他市との均衡という言い方以外に適切な言い方はないか。

F委員：職員のモチベーションの考え方として、財政状況が改善したら給料も上げるということにすれば、一刻も早く再生しようと、モチベーションを上げて取り組むのではないか。

A委員：審議会で引き上げないという結論になった場合、職員の給与条例は市長提案で改正されるのに、特別職は改正されないことになるのか。

事務局：客観的に見ても、一般職もそうであるが、本市の特別職の給料、期末手当の実際の支給額は最低基準を下回っていると思う。また、教育長は、現時点では一般職であるため、職員同様に審議会に諮らずに条例改正を行う予定である。（来年度からは法の改正により特別職となるため、改めて審議が必要となる。）また、市長、副市長についても、審議会への諮問の対象は、給料となっているため、期末手当については、審議会に諮らずに条例を改正することもできたが、市議会議員の期末手当は報酬に含まれるため、合わせて諮問の対象とした。他市については、その大半が、審議会に諮らず条例改正をする予定と聞いている。

会 長：各委員の皆さんから多くの意見を出していただきましたので、この辺りで審議会としての結論をまとめていきたいと思います。まず、一定の方向性を決めていきたいと思いますので、特別職の期末手当の支給割合を引き上げるのか、据え置くのか、多数決を取りたいと思います。引き上げるが4名で、据え置くが3名となりましたので、引き上げるという方向で、次に、引き上げ率をどの程度にするのかお諮りしたいと思います。

D委員：国及び一般職との均衡を取るということで、4.1月でよいと思う。

G委員：月額給料を減額しているので、期末手当の支給割合でさらに減額する必要はないと思う。

C委員：人勧どおり引き上げても、減額措置があるので、実際の支給額は低くなる。

会 長：本日の審議結果として、特別職の期末手当をそれぞれ0.15月引き上げて4.10月と

する旨の答申書を作成し、市長に提出させていただく。よろしいですか。

各委員：異議なし。

F委員：答申書の中に、3名の委員については、引き上げを行わずに、現行の支給率に据え置くことが妥当であるとの意見であったことも付記願いたい。

会 長：了解しました。それでは、以上を持ちまして本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

以 上